

NO.266

議会だより



第7回 町議会定例会

第7回定例会は12月12日に開会し、町長の行政報告や6議員の一般質問のほか、条例改正や各会計補正予算などを審議・可決し閉会しました。

選挙

当選

選挙管理委員及び補充員選挙

令和5年12月20日をもって任期が満了する選挙管理委員及び補充員について、指名選挙により次の方々が当選人と決定しました。

▼選挙管理委員

吉田 正貴 氏

山中 良博 氏

権藤 繁蔵 氏

片山 修子 氏

▼補充員

菅野 美幸 氏

桑迫 孝幸 氏

西村 篤 氏

畑 照子 氏

▼任期

自 令和5年12月21日

至 令和9年12月20日

※選挙管理委員に欠員が生じた場合、補充員より順次補充されます。

条例

可決

小清水町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定

①国からの通知に基づき「まちひとしごと創生総合戦略推進会議」の名称を「小清水町デジタル田園都市構想総合戦略推進会議」に改めるものです。

②地域交通の活性化と再生に向け、「小清水町地域公共交通活性化協議会」を附属機関に追加する改正です。

(公布の日施行)

小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定

今年度をもって閉園が決まった小清水幼稚園に通園している児童が、認定こども園開園までの期間保育所で受け入れるための改正を行うものです。

(公布の日施行)



小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定

関係法令の一部改正により、本条例で引用している条項の改正及び関係する読替条項の引用整理の改正を行うものです。

(公布の日施行)

小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

国の医療保険制度改正に基づき、令和5年11月1日以降の出産被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除するための改正です。

(令和6年1月1日施行)

小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定

関係法令の一部改正により、新たに開始される戸籍及び除籍電子証明書の手数料に関する規定の追加など、戸籍法に関する手数料の規定を改正するものです。

(令和6年3月1日施行)

計画

可決

小清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

現行の計画に新規事業として「情報通信技術利活用事業」を追加するものです。

指定管理者

可決

小清水町活性化センターの指定管理者の指定

▼指定管理者
有限会社マリノ北海道
代表取締役 下山 大輔

▼指定期間
自 令和6年4月1日
至 令和9年3月31日

規約

可決

オホーツク町村公平委員会規約の変更

本委員会の共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長に変更するものです。

令和5年度 補正予算

可決

▶一般会計

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,021万8千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を76億3,156万6千円とするものです。主な補正内容は次のとおりです。

補正科目	補正額	主な補正内容
総務費	23,818千円	広域生活交通路線維持費補助金 など
民生費	44,300千円	住民税非課税世帯臨時特別交付金 など
衛生費	525千円	光熱水費
農林水産業費	15,908千円	施設改修工事請負費 など
商工費	0千円	地方債へ財源振替
土木費	4,659千円	建物等修繕費
消防費	334千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	674千円	備品購入費 など
合計	90,218千円	

▶介護保険特別会計

【保険事業勘定】

歳入歳出予算の総額にそれぞれ193万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,095万1千円とするものです。

議会を傍聴してみませんか

事前申し込みなど面倒な手続きはありません。お気軽にお越しください。

お問い合わせ先
小清水町議会事務局
☎62-4477 (直通)



会議録を閲覧することができます。

ホームページ及び図書館において町議会本会議の内容がすべて記載されている会議録を閲覧できます。また、議会だよりは、ホームページでも見ることができます。
<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/gikai/>
「小清水町議会」で検索できます。

